

龍 監 第 37 号  
令和 6 年 12 月 26 日龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿  
龍ヶ崎市議会議長 油原 信義 殿龍ヶ崎市監査委員 大山 文彦  
同 寺田 寿夫

## 例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により提出します。

## 記

1 準拠した基準	龍ヶ崎市監査基準に準拠して検査を行った。	
2 検査の種類	地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査	
3 検査の対象	(1)事項	会計管理者及び企業出納員（以下「会計管理者等」という。）の取り扱う一般会計、特別会計、公営企業会計（下水道事業会計）、歳入歳出外現金及び基金に関する出納状況。
	(2)期間	令和 6 年 11 月分
4 検査の着眼点	会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを着眼点とし、検査対象月の末日現在の計数について、会計管理者等から提出された例月出納検査報告書その他の関係書類と照合することにより出納状況を確認した。	
5 検査の期日	令和 6 年 12 月 25 日	
6 検査の結果	検査を実施した結果、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われており、計数上の誤りのないことを確認した。	
7 意見等	公会計システムと基幹系システムとの間で、市税等の滞納繰越分調定額の乖離が確認された。納税者に対する催告や納付された税金の管理は適正に行われ、市民への影響は無かったようであるが、今後このような事案が発生することのないように、原因の解明と再発防止策の着実な実行が望まれる。 さらに同様の事案がないか、全庁的な確認と適正な調定事務の周知及び実効性のある再発防止の取り組みについて報告されたい。	